

海外環境協力センター(OECC)

2019 年度事業計画書

2019. 3. 13

理事会承認

基本方針

海外環境協力センター(OECC)は、国内外の環境開発協力に関する調査研究等を通じて定款に定める目的¹を達成するため、世界の持続可能な社会の実現に貢献していくことを目指していく。また OECC は、コンサルタントやメーカー、自治体関係機関など多様な団体で構成されていることから、幅広い会員間のネットワークの強みを活かせる利点、及び、これまで途上国における環境開発協力や人材育成への取組みを手掛けるとともに、現地における諸課題への解決策を提示する等の経験を有する専門性を最大限活用し、海外環境開発協力分野における我が国の中核的組織としてその役割を果たしていく。

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs)の達成に向けた国内外における取組は年々活性化しており、また「パリ協定」の 2020 年からの本格実施に向けた準備が整ってきている。さらに本年、日本は G20 サミットの議長国として「持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」を主宰するなど国際社会において主導的役割を果たしていくことが期待されている。こうした状況の下、OECC の果たすべき役割が益々重要となってきている。

このため 2019 年度は、我が国の技術や知見を活用した課題克服の経験、途上国パートナーとの共同、民間企業の国際展開、アジア都市間協力の経験を踏まえるとともに、環境省及び国際協力機構(JICA)等環境開発協力を推進する政府機関はもとより、地球環境ファシリティ(GEF)、国連大学(UNU)及び気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局等国際機関との協力の経験を活かし、①気候変動等地球環境問題への対応、②水・大気環境などの地域環境問題への対応、及び③資源循環・3R・廃棄物、化学物質対策等の各分野において積極的な活動を展開していく。

¹ 定款第 3 条 センターは海外の環境保全に関する協力、調査研究、広報活動等を通じ、国際的相互依存時代の地球環境の保全に貢献することを目的とする。

事業内容

1. 調査研究

(1) 気候変動など地球環境問題への対応

① 気候変動緩和実施計画・透明性制度構築支援

「パリ協定」の下で各国が行う「国が自主的に定める約束（NDC）」についての準備に資する協力に取り組む。特に、アジア諸国政府・地方自治体における NDC の法制化・計画の更新・MRV 支援等を重点的に実施する。

また、環境省による「コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ（PaSTI）」の下で、アジア諸国における透明性制度構築支援を行う。

② 気候変動適応実施計画支援

「パリ協定」に基づき各国は、「国別適応計画」を策定し UNFCCC 事務局に報告することとなっている。このため各国政府・地方自治体における適応計画の策定・実施支援への取組み方策の検討、海外の先進的な取組みの我が国への紹介等を進める。

また、国立環境研究所（NIES）その他研究機関とも協力しつつ、アジアを中心としたプラットフォーム作りに貢献する。

③ 二国間クレジット制度(JCM)

低炭素技術の移転を促進する二国間クレジット制度（JCM）については、「炭素市場エクスプレスウェブサイト」等を運用する他、主要なステークホルダーに対して戦略的な情報発信・普及に努める。

また、パートナー国の NDC やセクターにおける重点政策、SDGs 等にも貢献する案件発掘を目指し、環境省「設備補助事業」等につなげる民間事業者支援を引き続き推進する。

④ コベネフィット・アプローチ

気候変動緩和対策と大気汚染対策等を同時に実現するコベネフィット・アプローチを推進するため、中国・モンゴル等における政策対話への支援を行うとともに共同研究・実証プロジェクトの形成・実施を行う。

⑤ フロン対策

「モントリオール議定書キガリ改正」(2016年10月)や「日本の気候変動対策支援イニシアティブ」(2018年11月)において言及されるNDCの策定・実施・改定にかかる支援の一つとしてのフロン対策支援の位置付けも踏まえ、成層圏オゾン層の保護に向けた取組み及び気候変動緩和対策における途上国支援の推進に資するため、関連情報の収集等に努める。

(2) 水・大気環境など地域環境問題への対応

① 大気汚染・黄砂対策

日中韓環境大臣会合(TEMU)の枠組みの下で展開される大気汚染・黄砂分野のワーキング・グループ活動を通じて、各国の政策担当者及び研究者の協力への支援を行う。

② コベネフィット(再掲)

気候変動緩和と大気汚染対策等を同時に実現するコベネフィット・アプローチの推進を実施するため、中国・モンゴル等における政策対話への支援を行うとともに、共同研究・実証プロジェクトの形成・実施を行う。

③ 水質汚染・土壌汚染対策

途上国において顕在化しつつある水質汚染や土壌汚染問題への対策実施支援を視野に入れ、国内外の知見を含む関連情報の収集・発信等に努める。とりわけ生活排水対策については、関係団体、メーカー等と協力し、途上国のニーズを把握し、我が国の浄化槽技術の普及推進に努める。

(3) 資源循環・3R・廃棄物、化学物質対策等

① 3R・廃棄物対策

現地におけるニーズの把握など情報収集に努めるとともに、将来の事業展開に向けて関係機関や事業者との連携を図る。

② 化学物質対策

メーカー等事業者のネットワークの運営支援を通じた国際的な化学物質対策の推進に努める。また、アジア地域における適切な化学物質管理の実現を図るための情報収集・発信を行う。

③ 水銀対策

「水俣水銀条約」の発効により、途上国において水銀対策ニーズが高まっていることに鑑み、具体的なプロジェクトサイトの選定や技術指導、資金導入の検討作業を進めるとともに、我が国の水銀対策への取組みに関する情報発信を推進する。

④ 環境インフラ海外展開への協力

環境省の戦略に基づき、3R・廃棄物対策（前掲）、水質汚染・土壌汚染対策（前掲）等に係る環境インフラの海外展開の推進に努める。

2. 会員活動の更なる充実

会員活動の更なる充実を目指し、現在設置されている3つの部会（技術部会、研修部会及び広報・情報部会）の所掌事項を見直し、必要に応じて部会の再構成を検討する。

3. 戦略的アウトリーチ

OECCの活動方針や提供可能な知的資源について内外の関係者に幅広く情報提供できるよう、各種メディア手法を活用したアウトリーチ活動を戦略的に展開していく。また、総会の機会を有効に活用してオープンなシンポジウムを開催するなどして、積極的な情報発信を行う。

これにより国内外の環境関連機関・団体等との情報交換及び技術交流等を活発化させ、海外環境開発協力に係るネットワークを強化し、会員と共に、各種活動の効果的な実施及び情報発信の場の創出に努める。

以上